

5 診断書について

相談内容	<p>1 1年以上前から病院に何度も連絡しているが、息子の障害基礎年金申請のための診断書を書いてもらえない。</p> <p>2 診断書の内容が前回と異なっている。医師は保険調査会社と話し合って違う内容を書いているのではないか。</p>
センターからの助言	<p>1 相談者の了解を得た上で病院のソーシャルワーカーに情報提供し、診断書発行の遅延理由の確認と相談者への十分な説明を依頼した。</p> <p>2 診断書は診察した医師の判断に基づき医師が責任を持って記載するものであり、センターでは内容について指導はできないことを伝えるとともに、記載してほしい内容や書けない理由などについて医療機関と話し合うことを勧めた。</p>
より良い医療案の	<p>【県民・患者に向けて】</p> <p>患者本人以外の方からの診断書の交付については、医師の守秘義務との関係から断られることもあります。また、内容については患者の都合のいいように書いてくれない事をもって不交付とはなりません。</p>
参考	<ul style="list-style-type: none"> ・医師法第19条第2項 診察を行った医師は診断書の交付の求めがあった場合には、正当な事由（注）がなければ、これを拒んではならない。 注：正当な事由とは <ul style="list-style-type: none"> ①恐喝等の不正の目的に利用される疑いが強い場合 ②不当に患者の秘密が他人に漏れるおそれがある場合 等 ・医師法第20条（無診察治療等の禁止） 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書を交付してはならない。

※ 記載した内容については専門職としての医師が責任を負い、医学上の基本的な誤りや意図的な内容であったりすれば、医師が法的責任を問われることとなりますので、記載する病気の症状や程度を要求することはできません。